

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年七月十六日奈良県指令建第一〇二―一五四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年一月十七日建第九五六六号
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年一月十七日建第五五七五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市北道穂一五六番一、一五六番五、一五六番六、一五六番七、一五六番八、一五六番九、一五六番一〇、一五六番一一、一五六番一二、一五六番一三、一五六番一五、一五六番一六及び一五六番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三
株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市北道穂一五六番一及び一五六番一六
下水道 葛城市北道穂一五六番一及び一五六番一六の各一部
広場 葛城市北道穂一五六番九